

大阪府規則第五十五号

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する
基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十九号）の一部を次のように改正
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の配置の基準) 第三条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 (略) 二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員 三 (略) 4 (略) 一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。 二 (略) 5 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の業務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 6 (略)</p>	<p>(従業者の配置の基準) 第三条 (略) 2 (略) 3 (略) 一 (略) 二 (略) 4 (略) 一 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。 二 (略) 5 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の業務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 6 (略)</p>
<p>(施設の基準) 第四条 (略) 2 条例第五条第一項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、同項各号に掲げる施設を設けないことができる。</p>	<p>(施設の基準) 第四条 (略) 2 条例第五条第一項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、同項各号に掲げる施設を設けないことができる。</p>

(ユニット型介護老人保健施設の施設の基準)

第十条 (略)

2 条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニット)ごとに同居者の日常生活が営まれ、当該同居者に対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニット)ごとに同居者の日常生活が営まれ、当該同居者に対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第四十五条第一項各号に掲げる施設を設けないことができる。

附 則

1・2 (略)

3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

(ユニット型介護老人保健施設の施設の基準)

第十条 (略)

2 条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニット)ごとに同居者の日常生活が営まれ、当該同居者に対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニット)ごとに同居者の日常生活が営まれ、当該同居者に対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、条例第四十五条第一項各号に掲げる施設を設けないことができる。

附 則

1・2 (略)

3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一・二 (略)

5 (略)

5 (略)

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。